

(市町村向け)「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関する Q&A

文部科学省 総合教育政策局 健康教育・食育課

(令和8年1月16日 作成)

(令和8年2月9日 追記・修正)

(令和8年7月23日 追記・修正)

本 Q&A で用いる主な用語は次のとおりです。

- 給食費負担軽減交付金:国から都道府県に支弁される交付金
- 市町村給食費負担軽減交付金(仮称):都道府県から市町村に支弁される交付金

1.「趣旨」関係

問1-1 「学校給食費の抜本的な負担軽減」の趣旨を教えてください。

- 本事業は、保護者負担となっている学校給食費(食材費)の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施するものです。

問1-2 「今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む」とのことだが、政府として具体的にどのような対応を行おうとしているのか。(※7月23日更新)

- 当省の YouTube アカウントにおいてショート動画を掲載するとともに、当省 web サイト内に学校給食費の抜本的な負担軽減に関する特設サイトを設け、デジタルチラシ等も公開しております。デジタルチラシについては、各自治体において印刷するなどしてご活用いただくことが可能です。また、保護者等への広報を目的として、政府広報(ラジオ番組)を活用し、今回の取組の概要等に関する情報発信も行いました。当該放送については、政府広報オンラインサイトで聴取いただくことが可能です。

【「学校給食費の抜本的な負担軽減」特設サイト(文部科学省 web サイト)】

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/kyu-lighten.html

【ショート動画(YouTube)】

<https://www.youtube.com/shorts/E6LIOdtG1hE>

【政府広報オンライン(ラジオ番組「杉浦太陽・松井玲奈 日曜まなびより」)】

<https://www.gov-online.go.jp/article/2604/radio-3593.html>

※配信終了予定日:令和9年4月25日

問1-3 本事業は、各保護者に対する給付を自治体が代理して受領し、食材費に充てたり、いったん保護者から徴収した給食費の返還に充てたりするのは良いか。(※7月23日追記)

- 本事業は学校給食の食材を購入するための経費を自治体に対して支援するものであり、個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではありません。
- このため、給食費を保護者からいったん徴収した上で、本事業による支援を用いて保護者に対して返還するという運用は想定されていません。
- なお、本事業は、基本的に学校給食の食材費への支援に充てられるものですが、やむを得ず給食を喫食できない児童等への対応として、学校設置者が代替的な支援(例:金銭給付等)を実施する場合の取扱いは、「3-4 非喫食者」において整理します。

問1-4 既に自治体独自で給食無償化を実施しており、令和7年度に保護者から学校給食費を徴収していない場合にも、今回の支援対象になるか。(※2月9日追加、7月23日更新)

- 支援対象になります。令和7年度において、自治体が食材費の一部を負担することにより保護者から徴収する学校給食費が実際に要した食材費より低廉になっていた場合であっても、本事業では、公立の小学校等(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。)における学校給食に実際に要した食材費のうち支援の基準額までを支援します。

2.「支援対象者の範囲」関係

2-1. 給食実施校

問2-1-1-1 本事業の支援対象となる「給食実施校」であるかは、どのように判断すれば良いか。(※7月23日更新)

- 本事業においては、給食を実施する公立の小学校等を対象としています。
- 食材費相当額を計算するための「給食実施校」については、学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき給食を実施している学校と考えています。

問2-1-1-2 民設民営の共同調理場で調理している場合も、「給食実施校」に含まれるか。(※2月9日追加)

- 公設民営、民設民営など共同調理場の設置形態を問わず、学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき給食を実施している場合は「給食実施校」に含まれます。

問2-1-2 国立、私立の小学校に通う児童は、本事業の支援対象にならないのか。

- ☐ 対象外です。

問2-1-3-1 給食費負担軽減交付金を、給食未実施校への支援に充てることはできるか。

- ☐ できません。
- ☐ なお、給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において支援を実施することとしています。

問2-1-3-2 給食費負担軽減交付金を、中学校の給食費への支援に充てることはできるか。(※2月9日追加)

- ☐ できません。

問2-1-4 デリバリー弁当方式で給食を実施している学校は、「給食実施校」に当たるか。

- ☐ いわゆるデリバリー弁当方式(民間事業者が製造した弁当等を各学校に配送する方式)であっても、学校給食法に基づく給食として実施しており、学校給食の開設の届出を行っている場合であれば、学校給食実施校に当たると考えられます。

問2-1-5 学校給食法に基づく学校給食ではなく、(スクールランチなどの名称で)民間事業者等が昼食を提供している学校は、「給食実施校」に当たるか。

- ☐ 該当しません。

問2-1-6 デリバリー弁当方式の学校給食と、(スクールランチなどの名称で)民間事業者等による昼食提供の違いは何か。

- ☐ 学校給食法や同法に基づく関連基準に照らして適切に実施しているか否かで判断してください。

問2-1-7 本校では給食を提供しているが、分校・分教室(例:児童自立支援施設の敷地内や病院内にある分校・分教室)では提供していない場合にはどう対応すれば良いか。(※2月9日補足)

- 学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出内容に従って、給食実施の有無を区分してください。

問2-1-8 三省での確認文書には「給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について…支援を実施。」とあるが、この支援は、ミルク給食や補食給食から完全給食に移行しようとする場合にも活用可能か。

- 令和7年度補正予算で計上している施設整備等に係る事業の対象は、従前からの当該事業において扱う範囲と同様です。このため、御指摘のような完全給食への移行にかかる整備についても活用いただくことが可能です。

問2-1-9 障害のある児童が、在籍校以外にも、交流授業等の学校が関与した取組により月に数回程度、他の公立小学校等において教育を受け、学校給食を喫食する場合、当該児童が当該他の小学校等で喫食した学校給食について、交付金の対象とすることは可能か。(※7月23日追加)

- 両学校が本事業の支援対象である「給食実施校」であること、また、在籍校の設置者と当該他の小学校等の設置者との間で、当該児童の扱いについて連携等がなされており、当該他の小学校等における教育活動が、在籍校における教育活動として扱われている場合は、当該他の小学校等において喫食した給食の食材費相当額を在籍校の設置者に交付した交付金から充てることは可能です。その場合、当該他の小学校等の設置者から、在籍校設置者に対して、要した食材費を請求していただくこととなります。

2-2. 在籍児童数

問2-2-1 在籍児童数の考え方について教えてほしい。

転入出等による、年度途中の児童数の変動にはどう対応すれば良いか。日単位・月単位での精算が必要になるのか。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 国から都道府県に対する支援額については、5月1日時点の公立の給食実施校の在籍児童数(問3-1-1のとおり、在籍児童数から除くこととしている児童数を除く。)で算定し、その後の児童数の増減に応じた支援額の加除は行いません。
- 「在籍」しているかどうかについては、同日時点の在籍児童数を調査する学校基本調査におけ

る考え方と同様とします。

- また、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成しています。
- なお、上記の在籍児童数の考え方については、あくまで給食費負担軽減交付金の算定基準上のものであり、実際に給食費の負担軽減を行うにあたっては、途中転入などの理由により5月1日時点で在籍していない児童についても、他の在籍児童との間で取扱いに差が生じないように(転入児童のみ給食費を徴収したり、給食費が高額になったりすることのないように)お願いします。

問2-2-2-1 給食を喫食していない児童や、他の市町村から通学している児童を、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。

- 計上してください。

問2-2-2-2 体験入学等により、本人・保護者の希望で住民票を移さずに一時的に授業に参加している児童について、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。(※2月9日追加)

- 学校基本調査において在籍児童として扱うかどうかを踏まえてください。在籍児童として扱っていない場合には、計上しないでください。

問2-2-2-3 国際交流事業(ホームステイ等)や体験入学等により、海外の児童や域外の学校に在籍する児童が、数日間～数週間程度授業に参加し給食を喫食する場合は、交付金の対象となるか。(※7月23日追加)

- 対象外です。

問2-2-2-4 市町村内在住で都道府県立特別支援学校に通う児童については、当該市町村の在籍児童数に計上するのか。(※2月9日追加、7月23日問番号変更)

- 計上しないでください。学校設置者である都道府県において対応いただきます。

問2-2-2-5 都道府県立特別支援学校の児童に対する学校給食について、特別支援学校に調理場がないため、市町村立学校の調理場や市町村立の共同調理場で給食を調理している場合、都道府県と市町村のどちらに計上すべきか。(※2月9日追加、7月23日問番号変更)

- 給食の実施主体は、あくまで都道府県立学校の設置者である都道府県ですので、都道府県において対応いただきます。市町村では在籍児童数には計上しないでください。その上で、都道府県から給食調理を行っている市町村に対し、必要な経費を支払っていただくこととなります。

問2-2-3-1 外国籍の児童を、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。(※2月9日補足)

- 公立小学校等に在籍している児童であれば、国籍にかかわらず計上してください。

問2-2-3-2 過去に学校給食費の未納が生じている家庭の児童を、本事業の食材費算定における「在籍児童」として計上して良いか。(※2月9日追加)

- 計上してください。

問2-2-4-1 学校給食費について、生活保護の教育扶助を受けている場合や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けている場合の適用関係はどうなるのか。(※2月9日補足)

- これらの法律等に基づく支援を優先し、本事業の支援対象外になります。
(それぞれ、既存の制度で支援することを前提としており、本事業で食材費相当額を計算するための「在籍児童数」からはこれらの児童を除いてください。)

問2-2-4-2 5月1日時点で学校給食費について生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていない者が、6月以降、教育扶助や就学援助の対象になった場合の取扱いはどうなるのか。(※2月9日追加、7月23日更新)

- 交付金算定上の在籍児童数となるかどうかは、5月1日時点で判断します。
- なお、当初は学校給食費について生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていなかった者が、遡及して5月1日時点で対象になった場合(又は5月1日時点で学校給食費について生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく

要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていた者が、遡及して非対象になった場合には、精算段階又は途中の概算払いの段階で在籍児童数を調整します。

問2-2-4-3 5月1日時点で学校給食費について生活保護の教育扶助による支援を受けていたが、6月以降、一時的な収入の発生等により生活保護が停止となり、教育扶助による学校給食費の支援を受けない月が発生した場合、当該児童の学校給食費について、交付金の対象とすることは可能か。(※7月23日追加)

- 生活保護の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けていない月がある場合には、当該月の学校給食費について、支援の対象としてください。ただし、給食費負担軽減交付金における支援額は5月1日時点の公立の給食実施校の在籍児童数（問3-1-1のとおり、在籍児童数から除くこととしている児童は除く。）で算定することとしているため、5月1日以降に、生活保護の教育扶助の支援対象となった場合のほか、生活保護の教育扶助の支援対象外となった場合においても、当該児童数の増減に応じて支援額の加除は行いません。

問2-2-5-1 特別支援教育就学奨励費との適用関係はどうなるのか。(※2月9日補足)

【特別支援学校小学部の児童について】

- 特別支援学校小学部に在籍する児童であって、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金（以下「奨励費負担金」という。）の適用を受けている児童については、特別支援教育就学奨励費を優先します。ただし、奨励費負担金上、Ⅱ区分又はⅢ区分に分類される場合には、保護者負担となる部分については本事業の対象とします。具体的には以下のとおりです。

＜奨励費負担金上、Ⅰ区分（学校給食費の10/10を支援）に分類される児童＞

奨励費負担金により支援することとなります。

（本事業で食材費相当額を計算するための「給食実施校の在籍児童数」からは除いてください。）

＜奨励費負担金上、Ⅱ区分（学校給食費の1/2を支援）に分類される児童＞

奨励費負担金による支援額と、国が示す基準額（学校給食費が基準額に満たない場合は学校給食費）との差額分について、本事業により支援することとなります。

（奨励費負担金と本事業の双方の支援対象になります。）

＜奨励費負担金上、Ⅲ区分（学校給食費の支援対象外）に分類される児童＞

本事業により支援することとなります。

- なお、特別支援学校小学部に在籍する児童に係る国の支援の基準額は、以下のとおりです。

完全給食 6,200 円 補食給食 5,800 円 ミルク給食 1,200 円

【特別支援学級等の児童について】

- 公立小学校(義務教育学校前期課程を含む。)の特別支援学級等に在籍する児童であって、特別支援教育就学奨励費補助金(以下「奨励費補助金」という。)を受給している児童については、本事業を適用することとします。
(令和8年度より、当該児童の奨励費補助金の対象経費から学校給食費が除かれます。)
- なお、特別支援学級等に在籍する児童に係る国の支援の基準額は、小学校の基準額が適用されます。

問2-2-5-2 特別支援学校小学部に在籍し、特別支援教育就学奨励費負担金(以下、奨励費)の適用を受けている児童(支弁区分Ⅱ)について、学校給食費が基準額を上回る場合、交付金による支援額はどうか。

例:特別支援学校(完全給食)基準額 6,200 円に対して学校給食費が 7,000 円の場合。
(※7月23日追加)

- 支弁区分Ⅱの児童については、奨励費による支援額(学校給食費の 1/2 の支援)と、国が示す基準額との差額分について、交付金による支援が可能です。
- 例の場合、【基準額】(6,200 円)－【奨励費分】(7,000 円×1/2=3,500 円)=2,700 円が交付金の対象です。差額(800 円)については、自治体独自予算で支援を行うことや、保護者負担とすることが考えられます。

問2-2-5-3 5月1日時点では、当該年度の特別支援教育就学奨励費の区分認定が未確定だが、どのように在籍児童数に計上するのか。(※2月9日追加、7月23日間番号変更)

- 前年度実績等を踏まえた見込みの児童数で申請いただき、精算段階又は途中の概算払いの段階で調整します。

問2-2-6 準要保護児童への支援はどうなるのか。(※2月9日補足)

- 自治体独自に支援している準要保護児童(保護者が市町村教育委員会において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者である児童)については、本事業の適用を優先してください。
(食材費相当額を計算するための「給食実施校の在籍児童数」には、準要保護児童を含めてください。)

問2-2-7 教職員の給食費は本事業の支援対象となるか。

- 対象外です。

問2-2-8 児童福祉法による児童福祉施設入所者等への学校給食費に係る措置費と本事業のどちらを優先して執行すべきか(※7月23日追加)

- 政府内で改めて調整した結果、児童福祉法による措置費を優先することといたします。なお、交付申請の段階では本事業の交付金の算定対象となる在籍児童には、措置費の対象者も含まれていましたので、今後の変更交付申請の際等に調整させていただく予定です。変更交付申請の具体的な対応については後日お知らせします。

問2-2-9 東日本大震災等における「被災児童生徒就学支援等事業」の対象児童についてはどうなるのか。(※7月23日追加)

- 準要保護児童については、問2-2-7のとおり、原則として本事業を活用いただくこととなります。
- その上で、各市町村が準要保護児童に対する就学援助を行う場合、本事業による都道府県が定める基準額に基づく支援額までは給食費負担軽減交付金を活用することとし、基準額を超える分については、各学校設置者の判断で「被災児童生徒就学支援等事業」を活用することが可能です。(要保護児童への支援については、本事業に優先して学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金が適用されますので、本取扱いとは異なります。)

問2-2-10 給食費負担軽減交付金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の併用は認められるか。併用する場合はどちらが優先されるのか。(※7月23日追加)

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では、物価高騰に伴う子育て世帯支援を推奨事業とし、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援に係る地方単独事業を交付対象事業としています。
- 国庫補助事業等の地方負担分は重点支援地方交付金の対象外とされていますが、上乗せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担分以外に充当する場合は、地方単独事業として重点支援地方交付金の対象となるとされています。
- このため、本事業による都道府県が定める基準額に基づく支援額を超える部分について、物価高騰による小学生の保護者の負担を軽減するための小学校等における学校給食費の支援に係る地方単独事業を実施する場合には、重点支援地方交付金を活用することが可能です。

2-3. 他制度の適用時の現物給付等の考え方

問2-3-1 生活保護においては、金銭給付が原則であるところ、生活保護の教育扶助の対象となる児童について現物給付することは可能か。また、学校長への交付や、公会計を実施している市町村等において、生活保護の教育扶助を保護者等に金銭給付するのではなく、地方公共団体に代理納付することは可能か。(※7月23日追加)

- 生活保護法第32条第1項では、「教育扶助は、金銭給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる」とされており、現物給付も認められています。
- また、同条第2項により、被保護者の通学する学校の長への交付に関しても認められています。
- さらに、学校給食費等の公会計化等に関連して、令和2年の第10次地方分権一括法による生活保護法の一部改正により、学校給食費等の地方公共団体単位での会計処理(公会計)、地方公共団体における徴収・管理業務の実施が推進されていること等を踏まえ、教育扶助のための保護金品について、福祉事務所の判断でその徴収・管理を行う地方公共団体等に対して代理納付できるものとされています(生活保護法第37条の2及び同法施行令第3条)。

問2-3-2 要保護児童生徒援助費補助金において、金銭給付ではなく現物給付することは可能か。(※7月23日追加)

- 「学校給食費に係る就学援助費の取扱いについて」(平成29年10月19日文部科学省初等中等教育局長通知)により、保護者の委任状を要することなく学校給食を現物給付として提供することを可能としております。

問2-3-3 特別支援学校への就学奨励に関する法律においては、保護者等に対して金銭等を給付することになっているが、特別支援学校小学部の児童については、現物支給の対象とすることは可能か。(※7月23日追加)

- 特別支援学校への就学奨励に関する法律第3条第2項において、金銭をもって保護者等に支給することを規定していますが、校長等が保護者等から書類により委任を受けることで、現物支給を行うことは可能です。(同項ただし書及び同法施行令第4条により特別の事情があるときは現物給付ができることと規定していますが、これは、保護者等からの同意を得なくても現物給付を行うことができる場合を限定的に規定しているものになります。)

3. 「支援の基準額等」関係

3-1. 国から都道府県への支援の基準額

問3-1-1 年間での国から都道府県への支援額はどのように考えれば良いのか。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 本事業における国から都道府県への支援額は、5月1日時点の給食実施校の在籍児童数×国が示す基準額の範囲内で各都道府県が申請する額×11か月×1/2で算定します。
この際、児童によって所要額が異なる場合でも、児童一人当たりの基準額で算定します。学校ごとの給食実施回数も問いません。
- この時、生活保護や就学援助、奨励費負担金の対象となっている児童は現行制度の適用を優先します(在籍児童数の考え方は2-2参照)。
- 都道府県から申請いただく児童1人・1月当たりの支援基準額は、国の支援の基準額を上限としてください。その設定については、例えば域内市町村の令和8年度の食材費予定額を基に設定したり、各都道府県における直近の学校給食費の平均額を踏まえて設定したりすることが想定されます。なお、年度末に不用額が生じた場合については、精算の段階で調整します。

3-2. 都道府県から市町村への支援の基準額

問3-2-1 年間での都道府県から市町村への支援額はどのように考えれば良いのか。
全国一律で、国が示した基準額に基づき支援額が算定されるのか、それとも、各都道府県が申請する児童1人当たりの額に応じて、支援額は変動するのか。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 国から都道府県への支援額は、国が示した基準額の範囲内で都道府県が申請する額等に基づき算定されます。
- 都道府県から市町村への支援額については、5月1日時点の給食実施校の在籍児童数×各都道府県が定める基準額×11か月となることを想定しています。
(ただし、市町村から都道府県が定める基準額を下回る申請があった場合には、この限りではありません。)
- この時、国から都道府県への支援額の算定と同様、生活保護や就学援助、特別支援教育就学奨励費等の対象となっている児童は現行制度の適用を優先するため、「在籍児童数」については、毎年5月1日現在の生活保護の教育扶助、要保護児童、特別支援教育就学奨励費のⅠ区分に該当する児童を除いた人数とします。これを踏まえ、都道府県から市町村への市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成しています。

問3-2-2 給食実施回数の違いによって支援額は異なるか。また、学校閉鎖や大規模災害の発生等によって給食実施回数が減った場合に、基準額は減額されるのか。(※2月9日追加、7月23日更新)

- 学校給食費負担軽減交付金における国から児童一人当たりの給食の基準額は一律です。また、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方とし、都道府県向けのモデル要綱を作成しています。
- また、学校閉鎖や大規模災害の発生等によって給食実施回数が減った場合に、基準額は減額されませんが、結果として給食の食材費等交付対象経費が、基準の上限額を下回った場合には、精算の段階で調整します。

問3-2-3 完全給食実施校において、アレルギー対応等のやむを得ない理由で、牛乳除去・おかず除去等している児童についても、基準額は完全給食の1人分と算定されるのか。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 国から都道府県への支給額については、実際は牛乳やおかずを除去して提供している児童も、完全給食実施校に在籍している場合には、完全給食実施校の基準額を用いて算定します。このため、市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)についても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成しています。

問3-2-4 都道府県から市町村に支援する際に、市町村の財政力の違いや地域事情等を勘案し、市町村間で支援額に差を付けることは可能か。(※7月23日追記)

- 基準額の範囲までは一律の支援としていただくようお願いします。
- ただし、市町村において実際に基準額までの支援を要しないことが明らかな場合などにおいて、基準額を下回る額で交付申請がなされた場合には、補助金の適正な執行の観点から、所要額(申請額)を超えて交付することは適当ではないためご注意ください。また、年度途中に市町村が設定する児童1人1か月当たりの給食費の額が増額となった場合には、基準額を上限として、市町村からの変更交付申請により当該市町村への交付決定額を増額することが可能です。その際、都道府県から国に対する交付申請額を増額する必要がある場合は、変更交付申請を行ってください。
- なお、都道府県独自の財源等により、基準額を上回る支援を行う場合、当該部分について市町村間に差を設けることを妨げるものではありません。

問3-2-5 支援対象経費が、国の基準額に基づき算定される支援額(給食実施校の在籍児童数×国の示した児童1人・1月当たりの支援基準額×11 か月)を下回る市町村への支援は、支援対象経費の実費までなのか、算定される支援額までなのか。(※2月9日補足、7月23日追記)

- 市町村から都道府県に対し、支援対象経費について都道府県の基準額に基づき算定される額を下回る額で交付申請がなされた場合には、補助金の適正な執行の観点から、市町村からの申請額に基づいて交付をしてください。
- 年度末に、市町村全体の支援対象経費の支出総額が、当該市町村に対する都道府県からの支援額の総額を下回るなど、年間総額において不用額が生じた場合については、精算の段階で調整します。

問3-2-6 市町村において、都道府県からの支援額を超えた食材費を設定することは可能か。

- 可能です。都道府県からの支援額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から学校給食費として徴収することができます。

問3-2-7 都道府県からの基準額を超える部分について、本事業以外の事業により支援を行うことで、更なる保護者負担軽減を行うことは可能か。

- 本事業で支援対象となるのは、在籍児童数に都道府県による支援の額を乗じた金額を上限とする食材費相当額です。
- このため、当該食材費相当額を超える部分については、本事業による支援との重複は生じず、他の事業による支援の活用により、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行っていただくことが可能です。

問3-2-8 都道府県から市町村への支援について、一部の食材を都道府県で共同調達した上で、現物給付することは可能か。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 共同調達を行うか否かにかかわらず、一旦都道府県から各市町村に交付金を配分していただくようお願いいたします。

問3-2-9 給食の実施回数によって都道府県の基準額に違いはあるのか。また、実施回数に上限及び下限はあるのか。(※2月9日追加、7月23日更新)

- 給食費負担軽減交付金の算定においては、給食の実施回数によって基準額に差を設けません。このため、市町村給食費負担軽減交付金(仮称)の算定においても、基本的に同様の考え方をお願いする方向で都道府県向けのモデル要綱を作成しています。
- なお、学校給食実施基準第2条において「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする」とされていますので、これを踏まえて実施してください。

問3-2-10 アレルギー等がある児童について、代替食を提供することにより食材費が高くなる、あるいは一部食材を除去することにより食材費が安くなることもあるが、何か調整は必要か。(※2月9日追加)

- 本事業による支援は、あくまで市町村全体で小学校段階の支援対象経費に充てられているかで判断するものであり、個々の児童の食材費の多寡を調整する必要はありません。

問3-2-11 交付申請時に国の示す基準額を下回る市町村からの申請額に基づき交付決定した後、年度途中で当該市町村の学校給食費が引き上げられた場合等において、市町村から当初交付決定額を上回る額で変更交付申請があった場合、変更交付決定を行うことは可能か。また、国に対しても変更交付申請を行うことは可能か。(※7月23日追加)

- 可能です。

3-3. 対象経費

問3-3-1 食材の調達時に、送料や手数料(購入のための銀行への振込手数料等)が別途必要となる場合、当該費用も本事業の支援対象に含まれるのか。(※2月9日補足)

- 一般的な食材調達に要する費用として事業者に対して支払を行い、従来学校給食法第11条第2項の学校給食費として保護者負担とされるような経費については、本事業の支援対象とすることは可能です。一方で、例えば調達を行う自治体職員の人件費等は対象外となります。

問3-3-2 支援対象となる「食材費相当額」に、給食実施に係る光熱水費は含まれるか。(※2月9日追加)

- 光熱水費については、「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」(昭

和 48 年6月文部省体育局)において学校の設置者が負担することが望ましいとされていることから、本事業の支援対象とはしていません。

問3-3-3 食材費について、中学校分や教職員分と明確に区分できない場合にどうすればよいか。

- 中学校等も含めた共同調理場において一括で食材を購入しているなどにより、小学校分の明確な区分が困難である場合には、人数で按分するなど合理的な方法で区分してください。

問3-3-4 市町村において、地産地消の推進の観点から、給食に使用される地場産物の生産者向けの支援事業を行う場合、本事業は当該市町村事業を支援対象とすることができるのか。

- 地場産物の生産者向けの支援を行うことにより、結果的に給食用食材を低廉に提供する取組については、直接的に本事業の支援対象とすることはできません。
(なお、給食の食材として、市町村が地場産物を購入する形式であれば、その費用として給食費負担軽減交付金を充てることは可能です。)

問3-3-5 令和7年度の給食の食材費の支払を令和8年度に行う場合、市町村給食費負担軽減交付金(仮称)を充当することができるか。また、令和7年度以前に給食費の未納が生じている児童の未納分に充当することができるか(※2月9日追加)

- いずれも令和7年度以前の給食に係る経費であり、令和8年度に実施する給食を支援する本事業の支援を充当することは認められません。

問3-3-6 小学校のための防災備蓄食は、対象経費に含まれるか。(※2月9日追加)

- 当該年度の学校給食において提供されることを想定しない防災備蓄食については、対象経費には含まれません。

問3-3-7 食材の調達を学校給食会等の外部事業者へ委託して行っているが、食材そのものの代金に加え、その委託料は対象経費に含まれるか。(※2月9日追加)

- 従来、学校給食法第 11 条第2項の学校給食費として保護者負担とされる経費であり、一般的な食材調達に要する費用として事業者に対して支払うものは支援対象とすることは可能です。一方で、例えば委託事業者の運営に充てられる費用など、食材調達に要する費用以外の部分に

については、支援の対象外です。

問3-3-8 委託炊飯の経費やパンの加工代などを食材費に含めることは可能か。(※2月9日追加)

- 「食材料費」として食材費と不可分な形で支払っているものであれば、対象になります。
- 一方、炊飯の委託料として別途計上しているなど、学校給食法第11条第1項において設置者負担とされている経費に該当するものであれば、対象外となります。

問3-3-9 非喫食者への金銭給付を行う場合や私会計の場合で校長口座等に入金する場合に発生する手数料(振込手数料等)について、交付金の対象となるか。(※7月23日追加)

- 対象外です。

問3-3-10 市町村給食費負担軽減交付金(仮称)を、生活保護法に基づく教育扶助や、要保護児童生徒援助費補助金による就学援助、奨励費負担金の地方負担分(いわゆる裏負担)に充当することはできるか。(※2月9日追加、7月23日問番号変更)

- できません。

問3-3-11 災害等の学校設置者の責めによらない事由により急遽休校となった場合において、食材の納入停止が間に合わず購入したものの、学校給食として提供することができず、廃棄せざるを得ない食材に係る経費について、本交付金の対象とすることは可能か。(※7月23日追加)

- 本交付金の対象として差し支えありません。ただし、調味料等のように給食再開後に使用が可能な食材については、廃棄せず再開後の学校給食で使用するなど、適切に御対応いただくようお願いいたします。
- なお、食材の納入停止に係るキャンセル期限や通知方法等の取り決めについては、令和7年9月16日付け「学校給食の安定的な運営に向けた取組の推進について」(初等中等教育局健康教育・食育課長通知)において、事業者との適切な契約の締結及び運用の在り方についてお示ししているところであり、契約書を適切に作成するとともに、当該契約書にはキャンセル条項等を明記し、食材の納入停止等が生じた場合には、当該条項に基づき適切に御対応をいただくようお願いいたします。

(参考)学校給食の安定的な運営に向けた取組の推進について(通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/mext_00025.html

3-4. 非喫食者

問3-4-1 非喫食者に対する支援の主体は都道府県か市町村か。

- 基本的には、学校設置者による支援を想定しています。

問3-4-2 「非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる」とあるが、国として何らかの基準を示す予定はあるか。(※7月23日追加)

- 給食費負担軽減交付金実施要領の6(2)に示す非喫食者支援の対象となる児童については、主に次のような整理を想定しています。なお、本事業での支援を実施する場合、各学校設置者において、支援の対象者や内容等を定めた要綱を作成するなど事業化して実施してください。

【やむを得ない事情の例】

- ・ 重度のアレルギー、不登校、宗教上の理由(ハラル)等
(乳糖不耐症等による牛乳停止など、給食の一部を恒常的に停止している場合も対象)
- ※ 在籍していても、学校設置者が就学の実態がないと判断する児童は「非喫食者」支援の対象外
(例:実質的にインターナショナルスクールに通う児童)
- ※ 自己都合による非喫食は「非喫食者」支援の対象外
(例:学校に登校し、健康上も給食を喫食できるにも関わらず、保護者が準備した弁当等を喫食)

【恒常的の例】

- ・ 喫食しない期間が1年間や学期間など長期にわたり、あらかじめ給食の停止に係る届出がある
- ※ 単に数日欠席したような場合、感染症等による学校閉鎖等の場合は「非喫食者」支援の対象外

【非喫食者への対応としてとり得る対応例】

- ・ 非喫食者に対する食材費相当額の金銭給付(又は現物給付も可)
- ・ 学校以外の場所(給食センター、教育支援センター等)での昼食の提供
- ※ 各市町村において、支援の対象となる非喫食者を限定することも可

問3-4-3 非喫食者支援について、当初交付申請時は間に合わなかったが、年度の途中で新たに非喫食者支援を行うこととなった場合、変更交付申請により非喫食者支援を本交付金で実施することは可能か。またその場合、4月に遡って本交付金の対象とすることは可能か。
(※7月23日追加)

- 可能です。ただし、非喫食者支援として金銭給付等を行う前に、変更交付申請を行う必要がありますので、変更交付申請及び変更交付決定のスケジュールを踏まえ、御対応ください。

問3-4-4 給食を実施していない学校に在籍する児童に対して、非喫食者と同様に金銭給付を行う場合、本事業の支援対象とすることができるか。(※7月23日問番号変更)

- 対象外です。

問3-4-5 給食費負担軽減交付金実施要領の6(2)に記載の非喫食者支援について、金銭給付等に充てることが可能な交付金の上限額が「各都道府県が申請する額 × 非喫食の期間月数(一月に満たない端数がある場合、切り捨て) を乗じた額とすること。」とされているが、月の途中から支援開始となった場合は月ごとに切り捨てとなるのか。(※7月23日追加)

- 例えば、9月中旬から12月下旬まで喫食しない者に支援する場合は3か月と計算する等、月ごとに切り捨てるのではなく、年間の合計期間を月数に換算して計算してください。
- ただし、毎月数日欠席するなど、喫食しない期間が細切れとなるような場合は、年間合計日数が1か月を超えたとしても、恒常的に学校給食を喫食しない場合には該当しないため、本交付金における非喫食者支援の対象とはなりませんので御留意ください。

4. 「実施方法」関係

問4-1 本事業の建付けや、支援に係る都道府県、市町村に求められる対応はどのようなものか。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 概要としては、予算資料でお示した通りです。
- また、交付金に係る実施要綱・実施要領や様式については、令和8年3月 24 日付けで通知したとおり(実施要領については5月29日付け改正)です。
- 都道府県から市町村に市町村給食費負担軽減交付金(仮称)を配分する際の都道府県向けのモデル要綱等については、都道府県に対してお示ししています。

問4-2-1 指定都市についても、都道府県経由で支援を行うのか。

- 指定都市も含めて、都道府県から配分していただきます。

問4-2-2 市町村への支援は、全て都道府県から支弁されるのか。(※2月9日追加)

- 全て都道府県から支弁されます。国から直接市町村に対する支弁ではありません。

問4-3 「必要な事務費は適切に措置」とあるが、市町村が給食費負担軽減を実施するための事務費に対しても措置されるのか。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 本事業は都道府県事業を支援するものであるため、計上している事務経費は、都道府県を対象としています。

問4-4 学校給食費の公会計化等を実施していない場合でも支援は受けられるのか。(※7月23日更新)

- 支援を受けることは可能です。
- なお、国においては、学校給食費について、
- ①地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに、
 - ②徴収・管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行う
- という2つの要素をまとめた「公会計化等」の実施を推進してきたところであり、本事業の要件ではないものの、将来的に公会計化等を実施することは、学校における働き方改革等の観点からも重要です。
- 令和7年度補正予算において、給食費の公会計化等のためのシステム改修等経費の支援や、専門的知見を有する者の伴走支援も実施していますので、公会計化等を実施していない都道府県・市町村には、これらも活用の上、速やかな公会計化等への移行について、御検討いただくようお願いいたします。

問4-5 給食費負担軽減交付金は補助金適正化法の対象経費か。(※7月23日更新)

- 対象経費です。

問4-6 市町村給食費負担軽減交付金(仮称)の申請にはどのような書類が必要か。(※2月9日補足、7月23日更新)

- 市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)に関する都道府県向けのモデル要綱を作成して都道府県にお示ししております。なお、申請段階で必要な情報は、以下の事項等になります。
 - ・ 令和8年度の給食実施校の児童数の見込み(完全給食、補食給食、ミルク給食の別)
 - ・ 令和8年度の教育扶助の対象児童数、要保護児童数の見込み(完全給食、補食給食、ミルク給食の別)

問4-7 法令上の「学校給食費」の考え方に変更は生じるのか。

- 今回、学校給食法の改正は予定していないことから、法令上の学校給食費の考え方に変更は生じません。

問4-8 給食実施条例や給食費管理条例上「学校給食費」の扱いはどうなるのか。(※2月9日補足)

- 上記のとおり、法令上の学校給食費の考え方に変更は生じないことから、学校給食費の定義を変更する必要はありません。なお、学校給食費の徴収額について条例又は規則等で定めている場合は、給食費負担軽減交付金で充てられる部分を除くなど、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。
(条例又は規則上、「学校給食費」を「0円」と規定する等、法の概念を上書きした場合、「学校給食費」について支援することとしている他制度の運用に影響が生じることが考えられます。)

問4-9 市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)は市町村予算に計上する必要があるのか。

- 市町村学校給食費負担軽減交付金(仮称)については、市町村予算の歳入・歳出に計上してください。その上で、給食費の取扱いが公会計か私会計かを問わず、支援対象経費に支出されていることが明確になるよう、適正に管理してください。
- なお、上記の点も含め、給食費の適正かつ効率的な管理の観点からも、令和7年度補正予算における給食費の公会計化等のためのシステム改修等に対する支援も活用いただきながら、速やかな公会計化等への移行についてご検討いただきますようお願いいたします。

問4-10 当該年度末の3月に実施した給食の食材費に関する業者への支払は翌年度の4月以降となるが、3月分についても精算の際に経費に含めることは可能か。(※7月23日追加)

- 3月中に食材に関する納入業者からの請求書の送付があるなど、3月中に債務が確定しているものに関しては、当該年度の本交付金事業の経費に含めることが可能です。

問4-11 精算の際に各学校の給食の実施回数や各実施日の喫食者数、1食あたりの単価などを提出する必要があるか。また、市町村に提出を求める書類も同様か。(※7月23日追加)

- 都道府県立学校分の精算については、各都道府県において児童の食材費として使われた経費の合計額を提出いただきますが、各学校の給食の実施回数や各実施日の喫食者数に関する情報まで提出を求める予定はありません。
- また、市町村立学校分の精算においても過度な事務負担がかからないよう、都道府県向けモデル要綱を作成しています。

問4-12 市町村において、市町村学校給食会への補助金として執行することが可能か。
可能な場合、市町村から学校給食会に支出する際にはどのような費目にすれば良いか。(※7月23日追加)

- 可能です。ただし、今回の支援は食材費に対するものであることから、当該補助金の使途は食材費のみとすることを明確化してください。
- 補助金として交付する場合の費目の名称については、食材調達に要する費用は対象経費となる一方、団体の運営に充てられる費用は支援の対象外となりますので、食材費に充てる経費であることをわかりやすく示していただくことが望ましいと考えます。

問4-13 同一設置者でも学校ごとに学校給食費が異なり、基準額未満の学校と基準額を超える学校がある場合、基準額未満の学校分を他の学校の交付金に融通することは可能か。
例: 県立の学校が2校で、A校 6,000 円、B校 7,000 円※特別支援学校で完全給食の場合
(※7月23日追加)

- 同一設置者内においては交付決定額の範囲内で各学校間の配分調整(融通)が可能です。
- 学校ごとに学校給食費が異なる場合は基準額の区分単位で加重平均額により申請いただきますが、上記例において、仮に児童数も加味した加重平均額が 6,500 円の場合、国から県への支援額は基準額(上限)の 6,200 円となります。この際、A校における基準額との差額分(200 円)については、交付決定額の範囲内で B校へ配分することも可能です。

問4－14 調理場から排出される廃食用油を廃棄物収集業者へ売却した場合に発生する収入や、私会計で交付金を銀行口座等で管理する場合に発生する利子の扱いはどうなるか。(※7月23日追加)

- 事業実施の際に収入(利益)が生じた場合は、事業費から当該収入額を差し引いて実質的な事業費を確定した上で、補助対象経費を算定ください。

5. 「給食の質の向上」関係

問5－1 給食の質の向上について、「農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。」とあるが、何らか新たな措置が検討されているのか。

- 既存の各省等による事業を想定しています。

問5－2 現行の学校給食実施基準等に加え、給食の実施や献立、地産地消の推進、関係する費用の目安等について、国から何らかの方針や基準が示される予定はあるのか。

- 学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準等の現行の基準等以外に、国として新たに方針等を示す予定はありません。

6. その他

問6－1 市町村予算の歳入においては、国庫支出金と都道府県支出金のどちらで計上するのか(※2月9日追加、7月23日問番号変更)

- 都道府県支出金として計上してください。